

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第26号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（6） 略]</p> <p><u>（7）責任技術者 公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登載され、責任技術者証を発行された者をいう。</u></p> <p>[（8） 略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（6） 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[（7） 略]</p>

[(9) 略]

[(10) 略]

[(11) 略]

[(12) 略]

[(13) 略]

[(14) 略]

(指定の申請)

第9条 [略]

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる責任技術者の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[(1) 略]

(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

[(3) 略]

(4) 選任することとなる責任技術者の責任技術者証の写し

[(8) 略]

[(9) 略]

[(10) 略]

[(11) 略]

[(12) 略]

[(13) 略]

(指定の申請)

第9条 [略]

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[(1) 略]

(2) 法人にあつては定款及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し

[(3) 略]

(4) 専属することとなる責任技術者の第11条の責任技術者証の写し

[(5) 略]

(指定の基準)

第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、責任技術者を1人以上選任している者であること。

[(2) ~ (4) 略]

[2及び3 略]

(責任技術者)

第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、三重県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

[2~4 略]

第18条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除

[(5) 略]

(指定の基準)

第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する責任技術者が1人以上専属している者であること。

[(2) ~ (4) 略]

[2及び3 略]

(責任技術者)

第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、財団法人三重県下水道公社（昭和62年7月1日に財団法人三重県下水道公社という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。）が実施する責任技術者認定試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登載され、責任技術者証を発行された者（以下「責任技術者」という。）を専属させなければならない。

[2~4 略]

第18条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除

く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

[(1) ~ (9) 略]

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定による三重県の条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道(法第2条第4号ロに該当する流域下水道を除く。以下同じ。))からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値

[2 略]

く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

[(1) ~ (9) 略]

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定による三重県の条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道(法第2条第4号ロに該当する流域下水道を除く。以下同じ。))からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

[2 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。